

◎新潟県告示第136号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第5項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 日時

平成29年2月22日（水）午後7時00分から

2 場所

阿賀野市保田4807-1

阿賀野市安田公民館 1階 大集会室

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

阿賀野市保田1812番地

株式会社 五頭 代表取締役 小嶋 正歳

(2) 申請地

阿賀野市保田1812-3 他

(3) 主要用途

料理店

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階 地下1階

建築面積 1,835.33平方メートル

延べ面積 4,015.62平方メートル